

岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

平成 21 年 3 月 31 日

市規則第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の取扱いに関し、岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、特例政令において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、特例政令第 3 条に規定する調達契約について適用する。

(競争入札の参加者の資格に関する公示)

第 4 条 特例政令第 4 条に規定する公示は、岡山市契約公報発行規則（平成 21 年市規則第 113 号。以下「契約公報」という。）により行わなければならない。

2 市長は、前項の公示をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の種類
- (2) 次条第 1 項に規定する申請の方法
- (3) 当該特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
- (4) 前号の資格に関する文書を入手するための手段

(競争入札参加資格の審査等)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により公示をした場合においては、当該特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査の申請を随時に受け付けるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに当該競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査を行うとともに、当該申請を行った者に対し、その結果を通知

しなければならない。

- 3 市長は、前項の審査の結果、競争入札に参加する資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

（一般競争入札の公告）

第6条 市長は、特定調達契約について一般競争入札に付する場合においては、契約規則第5条の規定にかかわらず、その入札期間の末日の前日から起算して40日前までに、特例政令第6条に規定する公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

- 2 市長は、前項の公告において、当該公告に係る特定調達契約に関し、事務を担当する部局の名称及び手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

（1）調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

（2）入札期日

（3）特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 3 第1項の公告は、契約公報により行うものとする。

（指名競争入札の公示等）

第7条 前条の規定は、特定調達契約について指名競争入札に付する場合における特例政令第7条第1項の規定による公示について準用する。この場合において、当該公示に係る指名競争入札において指名されるために必要な要件（以下「指名要件」という。）についても併せて公示するものとする。

- 2 市長は、特定調達契約について指名競争入札に付する場合においては、その指名する者に対し、入札について必要な事項を通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知は、入札期日の前日から起算して40日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日前までに短縮することができる。

（公告又は公示に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する公告又は前条第1項に規定する公示をした場合において、当該公告又は公示に係る競争入札に参加しようとする者から入札参加資格の

審査に係る申請があったときは、速やかに、第5条第2項の規定による資格審査を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、開札の日時までに前項の審査を終了することができないおそれがあると認めるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

3 第5条第3項の規定は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格がないと認められた者について準用する。

4 市長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者のうちから、前条第1項に規定する指名要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その者に対し、当該入札について必要な事項を通知するものとする。

5 市長は、第1項の申請をした者から入札書が当該申請に係る審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時ににおいて、一般競争入札の場合にあっては入札参加資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便による入札)

第9条 市長は、特定調達契約に係る競争入札については、郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の記載事項)

第10条 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特例政令第6条の規定による公告又は特例政令第7条第1項の規定による公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(5) 契約の手続において使用する言語

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(落札者の決定等に関する通知)

第 11 条 市長は、特定調達契約に係る競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とならなかった入札者から請求があったときは、速やかに当該請求を行った入札者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 落札者を決定した旨
 - (2) 落札者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに所在地）
 - (3) 落札金額
 - (4) 当該請求を行った入札者が落札者とならなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合は、無効とされた理由）
- （落札者等の公示）

第 12 条 市長は、特定調達契約について、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該決定した日の翌日から起算して 72 日以内に、次に掲げる事項を契約公報により公示するものとする。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 競争入札によることとした場合は、特例政令第 6 条の規定による公告又は特例政令第 7 条第 1 項の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合は、随意契約によることとした理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年市規則第 110 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 16 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規

則の施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（令和 7 年市規則第 1 0 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。